第２６９号

はろにが

令 和 8 年 1 月 27 日
全国卸売酒販組合中央会

「年 頭 所 感」

国税庁酒税課長
江　﨑　　崇

新年あけましておめでとうございます。令和８年の年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

平素から皆様方におかれては、酒税行政はもとより、税務行政全般についてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

人口動態の変化や嗜好の多様化などにより酒類の国内市場が全体として縮小傾向にある中、酒類業が継続的に発展していくためには、日本産酒類の輸出促進や高付加価値化が重要になってくると考えております。政府としては、農林水産物・食品の輸出目標 2030 年５兆円の達成に向けて取り組んでおり、中でも清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛は輸出重点品目に選定されています。2025 年の日本産酒類の輸出額は、2024 年 12 月の「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産への登録や昨年の大阪・関西万博などの余勢を駆って、過去最高となるペースで増加してきました。米国関税措置や中国情勢の影響など、懸念材料はあるものの、引き続き、政府の輸出目標達成に向け、輸出先多角化や現地での需要創出強化を含む海外販路開拓支援などを通じて、日本産酒類の輸出拡大を一層後押ししてまいります。

また、訪日外国人旅行者数は 2025 年 1 月から 11 月までの累計で約 3,900 万人を記録し過去最高を更新しています。増加する訪日外国人旅行者に対しても、皆様とともに日本産酒類の魅力をしっかりと発信してまいりたいと考えております。

近年の物価高騰等により、原材料費、物流費、資材費等、酒類の製造及び流通販売に係るコストが上昇している状況が続いています。

こうした中、国税庁においては、コスト上昇に対する適正な価格転嫁について、昨年 11 月に酒類業団体の皆様に要請文を発出しました。酒類の公正な取引

環境を実現するためには、酒類事業者の皆様の自主的な取組が大変重要となります。国税庁としても、酒類業界における価格転嫁の状況を注視するとともに、酒類の取引状況等実態調査により問題のある取引が

認められた場合には、「酒類の公正な取引に関する基準」等に基づき厳正に対処することとしています。今後とも、皆様の公正取引の確保に向けた取組をよろしくお願いいたします。

また、酒類を取り巻く環境に目を向けてみると、WHO において、アルコールの有害な使用を提言するための世界戦略（2010 年）が掲げられているほか、我が国においては、アルコール健康障害対策基本法に基づき、「第２期アルコール健康障害対策推進基本計画」に掲げられた施策が実施されるとともに、第３期の同計画の策定作業が進められています。引き続き、皆様と連携して、20 歳未満の者の飲酒防止を含む不適切な飲酒の誘引防止の取組を推進するなど、酒類に係る社会的要請に積極的に対応していくことが重要であると考えております。

このほか、本年４月には、物流効率化法の施行が予定されており、一定規模以上の荷主に対し、中長期計画の作成や定期報告等の義務が課せられることとなります。皆様におかれましては、法令の趣旨等を踏まえ、物流効率化のための取組を一層推進していただきますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様方にとって、ご多幸とご繁栄の年となりますよう、心より祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。